

I K G の

## 旅館経営再生塾

### 第二一回

赤字企業（中小企業）  
における役員報酬の支払  
以上の留意点について

（執筆 中村尚和）

赤字企業（中小企業）  
が経営者より多額の借入  
れを行ったり、経営者の  
役員報酬が長期間未払い  
であるにもかかわらず会  
計処理上、役員報酬が支  
払われているケースが見  
受けられる。今回はこの  
様なケースにおける役員  
報酬の支払い上の留意点  
について説明する。

適法に支払われた役員  
報酬は法人税法上損金に  
算入出来ることは言うま  
でもないが、赤字企業の  
場合、役員報酬の計上は  
繰越欠損金を累積させて  
しまう。経営者個人を考  
えた場合、役員報酬は給  
与所得として所得税及び

住民税が課税されており、  
社会保険に加入している  
場合、健康保険、厚生年  
金が報酬額に比例して負  
担していることになる。  
冒頭で述べた赤字企業  
が経営者借入れを行った  
り、役員報酬が未払いの  
ケースでは、役員報酬が  
会計上は支払われたとし  
ても、実質的に支払われ  
ていないに等しいことに  
なる。すなわち、経営者  
個人が収入を得ていない  
にもかかわらず税金や社  
会保険料を負担している  
ことになっていく（厚生  
年金については、将来の  
受給額が上乘せされる）。  
キャッシュ・フローベ  
ースで考えるならば、役  
員報酬の額を減少させ、  
まず借入金、未払金の返  
済に充てるのが、税金  
等の負担、財務数値の見  
地からも得策と言えよう。  
役員報酬は税務上決算  
時期にしか変更できない  
が、決定にあたっては慎  
重に検討して頂きたい。